

議第 25 号

市有財産の無償譲渡について

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議決を求める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

高山市長 國 島 芳 明

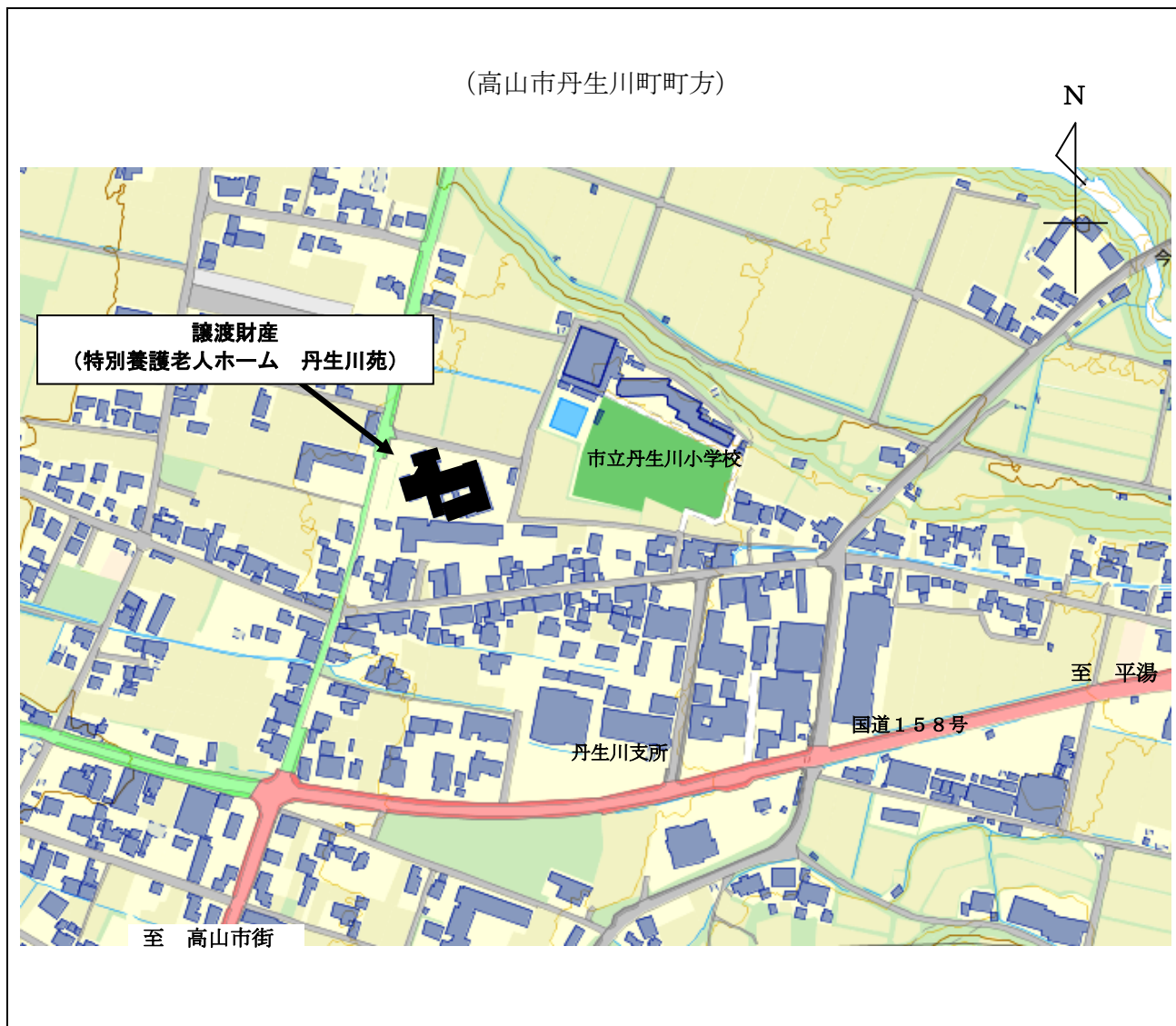
記

1 譲渡財産（建物）

位 置	構 造	床面積（㎡）
高山市丹生川町町方 98 番地 1	鉄骨造 2 階建	2,993.51
高山市久々野町久々野 1202 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	3,705.99

- 2 譲渡の相手方 高山市久々野町久々野 1202 番地
社会福祉法人高山八寿会
理事長 東 季彦
- 3 譲渡の理由 施設の有効活用を図るため
- 4 譲渡の時期 平成 26 年 4 月 1 日

譲渡財産位置図



譲渡財産位置図

